

第5章

国民の理解の増進と配慮・ 協力の確保への取組

-
- 1 国民の理解の増進（基本法第20条関係） 130

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1

国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号250】

文部科学省においては、平成30年度から小学校で、令和元年度から中学校で、それぞれ「特別の教科 道徳」が全面実施されたことを踏まえ、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような指導の充実を図っている。

また、警察庁が公開している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322248.htm)において紹介している。

さらに、生命及び自然を尊重する精神等を養うことを念頭に、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中学校、高等学校等における2泊3日以上の宿泊体験活動を支援している。

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進

【施策番号251】

文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定。平成23年4月1日一部変更）を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行うとともに、当該研究の成果をはじめとする人権教育の充実に資する資料等を収集・集約・発信するためのウェブサイト「人権教育アーカイブ」の整備を行う人権教育研究推進事業を実施している。

また、都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた人権教育担当指導主事連絡協議

会を開催するとともに、独立行政法人教職員支援機構において人権教育推進研修を実施している。

社会教育については、中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や、現職の社会教育主事等を対象とした研修において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

【施策番号252】

文部科学省においては、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して学校・教育委員会等に配布するとともに、警察と連携し、同資料を活用して非行防止教室の開催を推進するなど、犯罪被害者等に関する学習の充実を図っている。

(4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

【施策番号253】

文部科学省においては、「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の開催をはじめ、こどもへの暴力抑止のための参加型学習の取組を推進している。

(5) 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進

【施策番号254】

文部科学省においては、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」を

推進している。令和6年度は、全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」の実施が更に推進されるよう、特定の都道府県等において、モデル地域を設定し、当該地域内で全校実施を目指す教育委員会等の普及展開に関する取組の支援を行った。また、幼児児童生徒の発達段階に応じ、学校等の指導・啓発の参考となるよう動画コンテンツを作成した。さらに、「生命（いのち）の安全教育」の理解促進を図り、取組の普及を図るためのウェブセミナーを開催した。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、断じて許されるものではなく、文部科学省では、全ての児童生徒等が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとることができるように力を身に付けられるよう、引き続き、「生命（いのち）の安全教育」が、全国の学校現場で行われるよう、取組を進めていく。

※文部科学省ウェブサイトにおいては、「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引き等を掲載している（文部科学省ウェブサイト（https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html）を参照。）。

（6）家庭における生命の教育への支援の推進

【施策番号255】

文部科学省においては、各地域で実施している生命の尊さや大切さを実感させる意義等を学ぶための保護者向けプログラムを含め、家庭教育に関する情報を、文部科学省ウェブサイト「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」

「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」
2次元コード



提供：文部科学省

育」（<https://katei.mext.go.jp/index.html>）を通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の取組を推進している。

（7）犯罪被害者等による講演会の実施

【施策番号256】

警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を平成20年度から開催し、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努めており、令和6年度は全国で計1,150回開催した。

また、同教室の効果の向上を図るとともに、犯罪被害者等への理解と共感を深めるため、平成23年度から作文コンクールを開催し、生命を大切にする意識や規範意識の醸成に努めている（P132トピックス「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」、P134トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

さらに、あらゆる機会を利用して、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を開催したり、大学生を対象とした犯罪被害者等支援に関する講義を行ったりし、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図っている。

講演会「命の大切さを学ぶ教室」



トピックス

「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール

警察では、平成20年度から、中学生及び高校生を対象として、犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、平成23年度から、同教室の受講生を対象とした作文コンクールを開催してきたところ、令和元年度からは、同教室の受講生に限らず、全国の中学生及び高校生を対象に、命の大切さに関する自らの考え方や意見等についての作文を募る「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」を開催している。

令和6年度においては、全国から中学生の作品6,481点及び高校生の作品6,009点の応募があり、この中から、特に優秀な作品が国務大臣・国家公安委員会委員長賞、文部科学大臣賞、警察庁長官賞、審査委員奨励賞、警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）賞及び警察庁犯罪被害者等施策推進課長賞として選出された（警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：<https://www.npa.go.jp/higaisya/sakubun/pdf/R6sakubun.pdf>（「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」）参照）。

これらの賞揚を契機として、中学生や高校生の犯罪被害者等への理解と共感が深まるとともに、命を大切にする意識や規範意識の醸成が一層進むことが期待される。

（8）生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

【施策番号257】

法務省においては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値（個人の尊重、自由、平等等）を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進しており、以下をはじめ様々な取組を行っている。

法教育の普及・啓発に向けた取組としては、学校における学習指導要領を踏まえた法教育の実践の在り方や、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等について、多角的な観点から検討を行うため、法教育推進協議会を開催している。

また、法教育の具体的な内容及びその実践方法をより分かりやすくするために、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小・中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、同教材の利用促進を図るため、同教材を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイトで公開したり、法教育セミナーを企画・実施したりするなどしている。

さらに、学校等に法教育に関する情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするためのリーフレットや、成年に達する年齢を間近に控えた高校生を対象とした私法の基本的な考え方を伝えるためのリーフレットを作成し、それぞれ法務省ウェブサイトにおいて公開している。

これらに加えて、学校や各種団体からの要請に応じて法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童生徒及び一般の人々に対して法的なものの考え方等を説明する法教育の授業を実施しているほか、小・中学校及び高等学校の授業に取り入れやすい模擬裁判用教材を作成し、法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_mogisaiban.html）で公開している。

（9）犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施

【施策番号258】

警察庁においては、犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解・共感を深

め、犯罪被害者等施策への協力を確保すること等を目的として、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）に合わせた広報啓発事業を実施している（P134トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

また、地方公共団体に対し、当該期間に合わせた広報啓発活動の実施を要請しており、地方公共団体においても、講演会、パネル展示、街頭キャンペーン等の広報啓発活動が実施されている（地方公共団体実施の広報啓発活動は警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/koukei/week.html>）を参照。）。

⑩ 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施 【施策番号259】

警察庁においては、犯罪被害者週間の実施に当たり、犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等に啓発イベントの開催案内等を送付し、各機関・団体に属する者の参加を呼び掛けるなどして、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っている。

⑪ 国民に対する効果的な広報啓発活動の実施 【施策番号260】

警察庁においては、犯罪被害者等支援について考える機会を国民に提供し、その理解の増進を図るために、犯罪被害者等支援に関する標語を募集している。令和6年度は、4,737件の応募の中から、静岡県の高校2年生、佐久奏美さんの作品「寄り添って 周囲でつむぐ 理解の輪」を最優秀作品に選出した。同標語については、犯罪被害者週間の広報啓発ポスターに用いるなど、犯罪被害者等支援を国民に広く浸透させるためのツールとして活用している（P134トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

また、犯罪被害者等施策に関するショート

動画「知ってほしい 犯罪被害者のこと」（<https://www.youtube.com/watch?v=7H2OFB9PO3E>）を作成し、SNSで広く配信したほか、新たに警察庁（犯罪被害者等支援）X（旧Twitter）アカウント（https://x.com/gyuttochan_npa）を開設するなどし、広く国民各層に犯罪被害者等支援への関心を持ってもらうための取組を行っている。

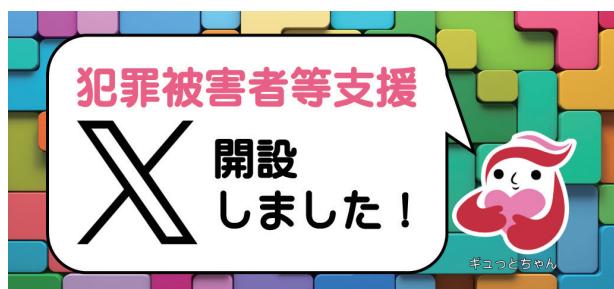
知ってほしい 犯罪被害者のこと



知ってほしい 犯罪被害者のこと 2次元コード



犯罪被害者等支援 X 開設しました



犯罪被害者等支援 X 2次元コード



トピックス

犯罪被害者週間

第4次基本計画においては、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」が重点課題の一つとして掲げられ、「様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に行うなどして、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等に関する国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への国民の協力を確保するための取組を推進しなければならない。」とされている。

このため、警察庁では、関係府省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、これに合わせて、広報啓発活動を集中的に実施することとしている。

令和6年度は、犯罪被害者週間に合わせた広報啓発事業として、俳優の川島海荷さんを起用したメッセージ動画をSNS等で配信するとともに、11月29日に中央イベント（東京都）を開催した。

また、犯罪被害者週間に合わせて、内閣総理大臣から国民に向け、犯罪被害者等支援への理解と協力を呼び掛けるビデオメッセージが配信された。

【中央イベント】

中央イベントでは、内閣総理大臣ビデオメッセージの上映、「犯罪被害者等支援に関する標語」の最優秀作品及び「『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール」の優秀作品の表彰式、基調講演及びパネルディスカッションを行い、オンラインでライブ配信するとともに、期間限定でYouTubeにて見逃し配信を行った。

基調講演では、犯罪被害者御遺族の米村州弘氏による「大学生の娘を奪われて21年」と題した講演が行われ、御息女を亡くされたことで、家族それぞれが抱く自責の念、周囲等から受けた二次的被害等のつらい体験のほか、事件後、学校での講演活動を続けている思い等について語られ、命の大切さ及び家族との日常があることの大切さについて、こどもだけでなく大人にも考えてほしいとの願いが訴えられた。

パネルディスカッションでは、「支援の広がりは一人ひとりの理解と協力から」をテーマに、コーディネーターとして飛鳥井望氏（医学博士、精神科専門医・指導医、公益社団法人被害者支援都民センター理事長、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事）、パネリストとして米村州弘氏（基調講演者）、井上尚美氏（認定特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター理事・支援総括責任者・犯罪被害相談員）、中内寛人氏（犯罪被害者支援大学生ボランティア連絡会「あした彩」代表、岡山理科大学生命科学部）を迎え、犯罪被害者等が置かれる現状、犯罪被害者等への理解を広げるための取組及び周囲の人々ができる支えや協力について議論が行われた。

犯罪被害者週間ポスター



内閣総理大臣ビデオメッセージ



基調講演

表彰式（「大切な命を守る」
全国中学・高校生作文コンクール）

パネルディスカッション



【川島海荷さんのメッセージ動画】

どうして私がこんな目に…
そう言うあなたに 私は ただそばにいて話を聞くことしかできなかった。
でも あなたは言った。
つらいとき 一緒にいてくれてありがとう 話を聞いてくれてありがとう…
ただそばにいるだけでも、ただ話を聞くだけでもチカラになれる
私にもできることがきっとある
寄り添って 周囲でつむぐ 理解の輪



(12) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号261】

P118 【施策番号 227】参照

(13) 犯罪被害者等支援のための情報提供

【施策番号262】

内閣府においては、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援に役立つ法令、制度及び関係機関に関する情報等を収集し、外国語版も含め、内閣府ウェブサイト (https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html) を通じて提供している。

また、若年層に対する性暴力については、被害事例、相談窓口等に関する情報を、内閣府ウェブサイト (https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunenseibouryoku/index.html) や政府広報を通じて提供している。さらに、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律について、内閣府ウェブサイト (https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html) に本法の解説、契約の解除や公表の差止請求等の通知の様式等を掲載するとともに、政府広報等も活用し、本法の趣旨及び出演契約等の特則等について周知を図っている。

(14) 若年層に対する広報啓発活動

【施策番号263】

内閣府においては、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を実施することとしている。令和6年度の月間においても、若年層の性暴力被害予防のため、誰もが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、啓発活動を展開した。

若年層の性暴力被害予防月間のポスター



提供：内閣府

(15) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化

【施策番号264】

P101 【施策番号 194】参照

(16) 犯罪被害者等施策の関係する特定の期間における広報啓発活動の実施

【施策番号265】

ア 内閣に置かれている男女共同参画推進本部においては、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、同期間中、地方公共団体や関係機関と連携・協力し、女性に対する暴力に関する意識啓発等の取組を強化している。令和6年度は、「DVや性暴力の悩

み、受け止めてくれる人がきっといる。」を主なメッセージとしたポスターを作成し、国民各層に協力を呼び掛けるとともに、ポスターやリーフレットの作成・配布、全国各地のランドマーク等におけるパープル・ライトアップの実施、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの着用の推進等により、広報活動を実施した。

女性に対する暴力をなくす運動のポスター



提供：内閣府

イ 内閣府においては、春の全国交通安全運動（令和6年4月6日から同月15日まで）では「こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践」、「歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行」等を、秋の全国交通安全運動（令和6年9月21日から同月30日まで）では「反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交

通事故防止」、「夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶」等を、それぞれ運動重点として掲げ、交通事故被害者等の心情に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを国民に訴えた。

全国交通安全運動のポスター



提供：内閣府

【施策番号267】

ウ 法務省の人権擁護機関においては、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、人権週間（毎年12月4日から同月10日まで）等の様々な機会を通じ、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施している。

人権週間のポスター



提供：法務省

児童虐待防止に関するポスター



提供：こども家庭庁

【施策番号268】

エ こども家庭庁においては、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図っている。同期間中は、関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等と連携・協力し、集中的な広報啓発活動を実施している。令和6年度は、「189（いちはやく）気づいてあげてそのサイン」を同期間の標語として選出したほか、広報啓発用ポスター・リーフレット等の配付や「こどもの虐待防止推進全国フォーラム with とちぎ」の開催等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることについて広報啓発活動を実施した。

(17) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号269】

ア P124 【施策番号 246】参照

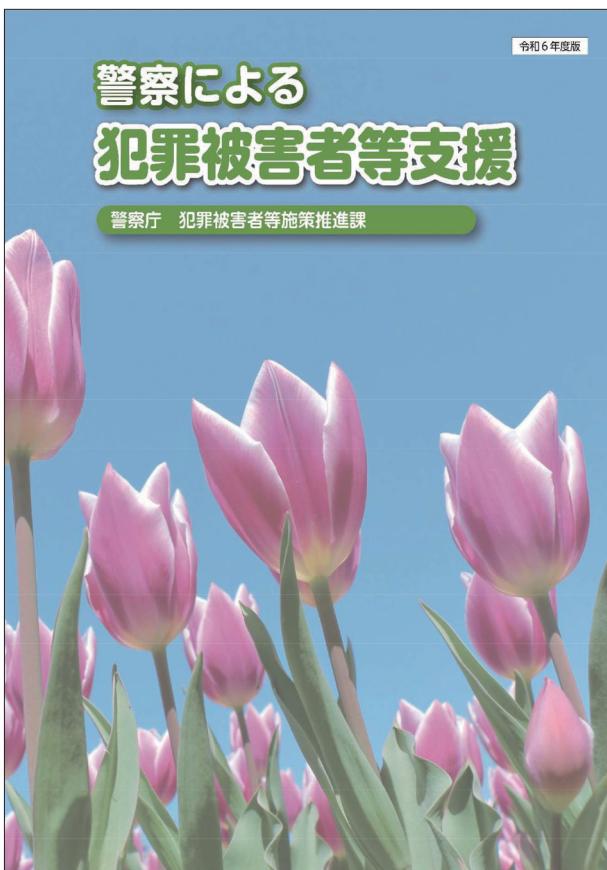
【施策番号270】

イ 警察庁においては、民間被害者支援団体等と連携し、報道発表、街頭キャンペーン、討論会、各種会合における講話等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、民間被害者支援団体等による犯罪被害者等支援について広報啓発活動を推進するよう、都道府県警察を指導している。

【施策番号271】

ウ 警察庁においては、パンフレット「警察による犯罪被害者等支援」の作成・配布、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」への掲載 (https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/shiryou/manual/index.html) 等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解の増進に努めている。

パンフレット「警察による犯罪被害者等支援」



【施策番号272】

工 警察庁においては、ウェブサイト（https://www.npa.go.jp/policy_area/）

no_cp/）に子どもの性被害防止対策の内容を掲載するなどして、子どもの犯罪被害の防止等に向けた情報提供を行っている。

(18) 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての国民の理解の増進

【施策番号273】

関係府省庁においては、犯罪被害者等に関する調査研究を実施するとともに、公表が相当と認められる場合には、その結果を、犯罪被害者等が置かれている状況への国民の理解の増進を図るために広報啓発活動に活用するよう努めている。

警察庁においては、調査結果の二次利用に資するよう、調査研究の報告書等を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/higaisha.html>）に掲載している。

また、各国における犯罪被害者等に対する給付制度に関する調査を令和5年9月を行い、その結果を取りまとめ、同ウェブサイトに掲載しており、引き続き、必要な調査・確認を行う。

各国における犯罪被害者等に対する給付制度

| 制度趣旨 | 日本 | イギリス | フランス | アメリカ | ドイツ | 韓国 |
|---|---|---|---|--|--|--|
| 「犯罪被害等を早期に軽減するとともに」、「再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため」に支給し、「もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与すること」にある | 「国は、市民が他人の暴力行為によって被った傷害に対して責任はないが、暴力事犯の落ち度のない被害者に対する、一般社会を代表して裁定した補償額の給付によって社会の連帯感と同情心を実際に表明すること」 | 「国民連帯という理念に基づくもの。基本的な考え方は、被害者がその損害に対して全面的な補償を受け、かかる損害行為が発生する前の金銭状態に回復せること」 | 犯罪被害補償制度の目的は、犯罪被害者が負担した費用の払い戻しを行ふ、刑事司法制度の業務を支援することである | 國家が犯罪を予防することができなかったことから、被害者に対する補償を行うという社会福祉国家的な理念に基づいている | ※ 法改正により、2024年1月1日から社会法典の中に位置付けられることとなった。 | ○ 他人の犯罪行為により生じた者を救助することにより犯罪被害者の福祉増進に寄与することを目的とする ○ 犯罪被害者の経済的自立（被害後の経済生活体制への移行）までの経済的支援 |
| 主な給付内容 | 一般財源 | 国民の分担金等（損害保険契約への上乗せ） | 罰金等 | 一般財源 | 罰金等 | |
| 主な給付内容 | ○ 遺族給付金 ○ 重傷病給付金 ○ 障害給付金 ※ その他各種公費負担制度や地方自治体の支援制度がある。 | ○ 薬剤費用 ○ 遺族に対する補償金 ○ 生計維持のための補償 ○ 養育費の喪失による補償 ○ 障害の内容に応じた補償 | ○ 費用費用 ○ 交通費 ○ 宿泊費 ○ 精神的被害 ○ 労働不能に対する補償 ○ 軽度の身体的・物的損害に対する補償 | ○ 連邦政府が設置した基金からの補助金と州の財源 ○ 連邦・州共に財源の中心は罰金等であり、基金に税金は使われていない。 | ○ 費用費用 ○ 医療費 ○ 医療費（カンセリング費用含む） ○ 引き越し費用 ○ 犯罪現場の清掃 | ○ 費用費用 ○ 医療費 ○ 介護費用 ○ 経済的支援（生活費、就学援助等） ○ 募集（募金）・遺児年金 |
| 各種統計 | 【給付件数等:2024年度】 ①299件（支給認定に係る被害者数） ②約9億7249万円 ③約325万円 【人口】 1億2467万1000人 | 【給付件数等:2023年度】 ①15,804件 ②約1億6559万6326ボンド（約261億1397万円） ③約1万541ボンド（約165万円） 【人口】 6844万3000人 | 【給付件数等:2020年】 ①15,004件 ②約3億1020万ユーロ（約391億4,414万円） ③約2万674ユーロ（約261万円） 【人口】 6599万4000人 | 【給付件数等:2024年度】 ①218,939件 ②約4億450万4603米ドル（約530億1904万円） ③約1848米ドル（約242万円） 【人口】 3億4247万5000人 | 【給付件数等:2020年】 ①所管庁での把握なし ②約3億7,900万ユーロ（約478億2,601万円） ③所管庁での把握なし 【人口】 8362万3000人 | 【給付件数等:2023年】 ①149件 ②約89億897万カウォン（約9億2414万円） ③約6033万3624ウォン（約620万円） 【人口】 5175万9000人 |
| 統計に関する例：①=総件数②=総額③=平均額 換算レートは、取得できた限りで時間考慮し、ボンド、米ドル及びウォンについては2023年1月4日現在のもの（1米ドル=131.01円、1ボンド=156.75円、100ウォン=10.28円）、ユーロについては2021年1月4日現在のもの（1ユーロ=126.19円）を採用。 | | | | | | |
| ※ 過去の内閣府及び警察庁の調査並びに各公的資料を元に作成 人口は国際連合ホームページ World Population Prospects2024 に掲載されている2023年1月現在の総人口推計値による（ただし、フランス及びドイツは2021年1月現在の総人口推計値による）。 | | | | | | |

(19) 犯罪被害者等に関する情報の保護
【施策番号274】

P45 【施策番号89】参照

(20) 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

【施策番号275】

警察においては、自主防犯活動の更なる活性化を図るため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて適時適切に提供している。

これらの情報提供に当たっては、犯罪等の発生に関する具体的な内容を含み得ることから、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

(21) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解の増進

【施策番号276】

ア 警察においては、交通事故被害者等の実態や交通事故の悲惨さ等に関する国民の理解の増進を図るため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等の作成・配布や交通安全の集い等における交通事故被害者等による講演を実施している。令和6年中は、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等を約239万部（前年：約121万部）配布するとともに、交通事故被害者等による講演会等を448回（前年：405回）開催した。

【施策番号277】

イ 都道府県公安委員会においては、運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するとともに、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。令和6年中における各種講習の受講者数は合計1,865万2,297人（前年：1,804万1,647人）であった。

交通事故被害者等の手記



(22) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【施策番号278】

警察においては、交通事故の実態やその悲惨さについての国民の理解の増進を図るため、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを刊行物や警察庁ウェブサイト（https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/index_jiko.html）等で公表し、その実態等を周知している。

(23) 交通事故統計データの充実

【施策番号279】

警察庁においては、交通事故被害者に関する統計として、犯罪被害者白書に交通事故発生状況及び交通事故死者数の推移を掲載するなど、掲載内容の充実を図っている（P217基礎資料12、13参照）。

トピックス

全国犯罪被害者支援フォーラム2024

警察庁では、犯罪被害者等支援に携わる関係機関及び民間被害者支援団体の関係者が参加し、講演やパネルディスカッション等を通じて犯罪被害者等支援のための知識の向上や緊密な連携の強化を図ること等を目的に、毎年、全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会及び犯罪被害救援基金と共同で全国犯罪被害者支援フォーラム（以下「全国フォーラム」という。）を開催しており、令和6年度で29回目を迎えた。

同年度の全国フォーラムは、10月18日、東京都千代田区「イイノホール」において、「男児・男性の性暴力被害」をテーマに開催された。

犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰では、多年にわたり犯罪被害者等支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官及び全国被害者支援ネットワーク理事長による連名表彰等が行われた。

講演では、上智大学総合人間科学部心理学科准教授の齋藤梓氏から、「男児・男性が性暴力にあつた場合の相談を妨げる心理社会的課題を考える」をテーマに、男児・男性が相談することが困難な社会的背景等についての講演が、犯罪被害者である一般社団法人Springスタッフの方から「性暴力被害の現状と回復への道のり」と題して、自ら受けた性暴力被害及び回復の実態について講演が行われた。

また、パネルディスカッションでは、コーディネーターとして遠藤えりな氏（公益社団法人ひょうご被害者支援センター事務局長）、モダレーターとして熊谷明彦氏（桜みらい法律事務所弁護士、全国被害者支援ネットワーク副理事長）、パネリストとして山田浩史氏（日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院泌尿器科副部長、性暴力救援センター日赤なごやなごみ副センター長）及び濱田智崇氏（京都橘大学総合心理学部准教授、カウンセリングオフィス天満橋代表）を迎えて、「被害直後に声をあげやすくするために必要なこと」をテーマに議論が行われた。



提供：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

トピックス

犯罪被害と早期に適切な支援につながることの大切さを
知つてもらうために

公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク

公益社団法人全国被害者支援ネットワークは、全国48か所にある犯罪被害者支援センターの事務局として、犯罪被害者等の方が「全国のどこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」の実現を目指して活動をしています。

2024年度は、未成年者向けサイト「こんなとき、どうする？つながるサイト」、犯罪被害者支援センターの活動を動画で紹介する「被害者支援センターの1日」及び日本国内において犯罪被害にあった外国人被害者の方とその支援者に向けたサイト「外国人犯罪被害者の方へ」を公開しました。

「こんなとき、どうする？つながるサイト」は中高生を主な対象とし、被害罪種ごとに相談先、相談を受けるスタッフの紹介及び相談するとどうなるのかを具体的に掲載しました。また、総ルビ仕様で、やさしい日本語での解説を付け、低年齢の被害者の方や日本語が不自由な被害者等の方でも情報を得ることができるよう努め、相談することの心理的ハードルを下げること及び早期に適切な支援につながることの一助となるよう心掛けました。是非、御利用ください。

こんなとき、どうする？

つながるサイト
2次元コード



こんなとき、どうする？
つながるサイト：
[https://www.nnvs.org/
support-connect/](https://www.nnvs.org/support-connect/)

被害者支援センターの1日
2次元コード



被害者支援センターの1日：
[https://www.youtube.
com/watch?v=Pj-yrggP7ys](https://www.youtube.com/watch?v=Pj-yrggP7ys)

外国人犯罪被害者の方へ
2次元コード



外国人犯罪被害者の方へ：
[https://www.nnvs.org/
to_foreigners.html](https://www.nnvs.org/to_foreigners.html)

手記

「あの夜」 ～傷ついた娘と歩んだ日々～

公益社団法人 おうみ犯罪被害者支援センター
匿 名

あの夜、「お母さん」と泣くような娘の声で目が覚めました。娘は専門学校の授業がコロナ禍でオンラインになり、自宅学習で運動不足のため毎日ウォーキングするのが日課っていました。また、仕事で私の帰宅が遅いため、認知症の義母の夕食や着替えなどを見守って20時頃から毎晩ウォーキングしていました。

あの日も私が仕事から帰ると出かける用意をしていたので、今日は気温が高いよなどと話して見送りました。遅い時間に歩く事が危ないとは思っていましたがこの習慣が1年近く続いており安心してしまっていました。治安がいいとされている地域でまさかこんな犯罪に合うとは本当に夢にも思っていなかったです。

男の人にナイフで刺された

呼ばれて目が覚めて玄関まで行くと、土間に座り込んで「刺された。男の人にナイフで刺された」と太ももにタオルを当てている娘がいました。玄関やリビングに血の跡があり、私は慌てて寝ている夫を起こしにいきました。夫も飛び起き、私が警察か救急車のどちらに電話するのか迷っていると「早く救急車を」と言われ119にかけました。同時に夫が警察に電話をしてくれました。娘に刺された以外に何をされたのか聞くと胸を触られただけと答えましたが、息も絶え絶えで顔色も悪かったため、もう話さなくていいからと私も隣に座り「もう大丈夫」と抱きしめていたのを覚えています。

まもなく警察官が来られ、娘に犯人の事や襲われた場所を聞いていました。娘はしっかりとした口調で警察官の質問に答えていました。救急隊も到着し、清潔なガーゼで傷を押さえようとされ、警察官は傷口の写真を撮っていました。救急車に乗り警察官も同乗され、何度も犯人の事や場所や何をされたかを聞いていました。娘はしっかりと質問に答えていましたが、私は早く病院に連れて行ってほしいとお願いしました。また何度も同じ事を聞く警察官の方に苛立っていました。病院に着いて処置をしてもらい初めて娘が泣き出したようで、側に行き2人で泣いてしまいました。

それから明け方まで処置が続き、病院を出てから刑事さんと事件現場を確認しに行き朝方に自宅へ帰りつきました。

娘のベッドの横に布団を敷き一緒に寝ましたが、一睡も出来なかったです。

その日は午後から警察での事情聴取があり、娘は刑事さんも驚かれる程落ち着いて淡々と答えていました。

娘が一番の生活へ

翌日、傷口からの出血が酷く病院に行き、娘は傷口の痛みで歩くのもままならなかつたので車椅子で移動していました。男性が近くにいるとそれだけで怖がっていました。

娘は、首を絞められたためか喉に違和感があり、食べたくない数日はゼリーしか食べられませんでした。また、その時に犯人の顔が自分の左側にあったため気持ちが悪いと左側をずっと気にしていました。夜に寝られなくて私が左側から娘の体をさすっていると「右側にきて！」と言われた事もありました。

廃人のように表情を失い、か細い声でしか話さない娘を見て、この子がもう一度心から笑う事はもうないのではないか。あの笑顔はもうみられなくなってしまったと絶望感に苛まれました。

それから、家の中でも1人にする事が心配だったので私の母に来てもらい、私は仕事に行きました。

た。ただ、仕事をしていても気持ちが動搖して仕事にならなかつたのでしばらく休む事にしました。

今から思えば、こんな時でも仕事に行かなければと思う私はそれだけ仕事中心の生活でした。また、「私のためにお母さんの人生を狂わせたくないから仕事に行って」と娘に言わせるくらい家庭よりも仕事を優先していたのだと思います。

その後の私は優先順位が変わつてしまい、何に置いても娘の事を1番に考えるようになりました。娘にとって1番いい事は何か、被害者の家族として何をするべきか模索しながらの毎日でした。刑事さんから頂いたおうみ犯罪被害者支援センターのパンフレットを見て、事件から3日後に電話しました。

辛かったですねと声をかけて頂き、涙が溢れました。支援センターでこれからの裁判に向けた流れや市からの犯罪被害者への助成金についてなどいろいろと教えて頂きました。

その後は傷口にいいと言われる事をいろいろ試したり、少しづつご飯が食べれるようになってからはとにかく娘が食べたい物を用意して、一瞬でも嫌な気持ちを忘れられるようにしました。しかし娘は、友達がお見舞いに来てくれても直前になって会いたくないと塞ぎ込む事もあり、何も楽しみがない日々を送っていました。

「全てをやり直したい」

11ヶ月ほど経った頃に「おばあちゃんといたら大丈夫」と言うので義母のデイサービスをキャンセルして家にいてもらうようにしました。事件前、娘は認知症である祖母との会話は同じ事の繰り返しでストレスにもなっていましたが、事件の後は気も紛れたのか何度も同じ話を聞いていました。

ちょうどコロナによる緊急事態宣言が明けてそれまでのオンライン授業から対面授業に変わっていきましたが、娘は1人で外に出られなかつたり、電車も怖がっていたので特別に1人だけオンライン授業にして頂きました。ただ、1人だけ対応が違う事に戸惑つたり、疎外感を感じ、事件後の学校生活はそれまでと一変し、娘にとって苦痛なものになりました。何度も泣いて辞めたいと言い、私も命が助かったのだからしたいようにすればいいと思い、休学や退学は仕方ないと思っていました。しかし、目標が無くなる事に不安を感じたので、何とか続けられるように学校の先生方と連絡を取つて宥めるような形で続けていました。

夏休み前のテストはどうしても学校で受けなければならなかつたため、私も付き添い登校しましたが、不安だと泣きながら向かっていました。

それでも、夏休み中には離れた所にいる方が安心できると遠方へ自動車教習所の合宿に行つたり、ライブを見に行つたりと少しづつ一人で出かけられるようになりました。

高校の友達と会つて帰りが遅くなり駅まで迎えに行った時も「夜に出かけても大丈夫だった！」と娘自身も喜んでいました。

夏休みが終わり後期の授業が始まり、いよいよ登校しなければならなかつた時に誰が事件の事を知つていてどう思われているのかわからないのが怖いと言い、自分からクラスのみんなに事件の事を話したりしていました。

しかし、気持ちに波があつた娘は段々と仲の良い友達との間に溝が出来つてきました。そのため、事件がなければこんな気持ちにはならなかつたと泣いて、「全てをやり直したい」と言うようになりました。そのうち事件後初めて「死にたい」と言うようになり、私は動搖し支援センターの方や県警の心理士さんに相談し、心療内科に受診したりカウンセリングをお願いしたりしました。

今回の事件で私が1番恐れていたのは、娘がPTSDになり日常生活に支障を来たしてしまう事でした。娘は「私は病気じゃない」とカウンセリングを嫌がつたので、私が代わりにアドバイスを受けたりしました。誰でも必ずしもPTSDになるわけではない事、娘の状態は異常事態の正常範囲だと教えて頂いて少し安心しました。

犯人逮捕の衝撃

そのような状態で何とかやり過ごしていた頃、事件から約5ヶ月経つて犯人が逮捕されました。

刑事さんから電話を頂き、何とも言えない気持ちで電話口で泣いてしまいました。その後娘に伝えて2人で抱き合って泣きました。

娘の第一声は「よかった」ではなく「怖い」でした。私も娘もやっと日常が戻ってきた頃に現実に引き戻された感覚でした。周囲からは逮捕されて良かったねと声をかけられますが、心底良かつたとは思えなくてまた事件の事に関わらなければならないと思っていました。娘の精神状態は更に悪化し、また私も仕事に集中出来ない日が続きしばらく休職しました。検察庁での確認や弁護士さんとの打ち合わせなどが始まり娘も更に不安定になりました。

逮捕された犯人が生活圏内に住んでいた事や私と夫、娘と父親との関係も事件を機に複雑化していた事もあって、私と娘は家を出て2人暮らしを始めました。

環境が変わる事で娘が落ち着く事が1番の目的でしたが、その後通学もしやすくなり少しずつ落ち着いてきました。年が明け弁護士さんから裁判の予定や被害者参加をするか、娘が証人として出廷しなければならない事の連絡がありました。娘は理学療法士になるための専門学校に通っており、5月半ばからと8月から2ヶ月間ずつの長期実習を控えていました。そのため裁判の時期をいつにするかとても悩みました。

5月の実習までに終わるのが良かったのですが大津地裁の予定が6月以降になると言われ、秋に実習が終われば国家試験への勉強が始まるため裁判を遅らせる事も避けたかったです。そのため7月中の実習がない期間に終わるようにお願いしました。裁判の日程が7月19日からと決定し、証人尋問のための打ち合わせのため再度検察庁へ行く事になりました。また不安定になり実習に影響が出る事を心配しましたが、担当の検事さんが親身になって関わって下さり、大きな混乱なく打ち合わせを終える事ができました。私の方が裁判を間近に控え、犯人を目の前にして冷静でいられるのかとても不安になっていました。

7月末に4日間の日程で裁判員裁判が行われました。犯人が法廷に入って来た時は指名手配の写真と風貌も違い、思っていたほど混乱はなく見られました。娘は衝立で仕切られた場所で犯人や傍聴席からは見えなかったのですが、裁判官や裁判員、相手の弁護士からは見える所にいた様でそれが嫌だと言っていました。もう1人の被害者の方とは一緒に座り励まし合うように声を掛け合っていた様です。

証人尋問では休憩を挟んで2時間近く検事と相手の弁護士から尋問があり、一つ一つにしっかり答えていました。ただ、相手の弁護士からの尋問や意見はとても辛かったようで、帰ってから「私の言うことは信用してもらえないのではないか」と落ち込んでいました。

その後意見陳述は自分の思いを泣きながらでしたが口に出して伝える事ができました。

聞いている私も涙が止まらず、今思い出して辛い体験でした。

悪夢から感謝の日々へ

判決は求刑12年に対し10年が下りました。

裁判長より判決を聞いた瞬間に全身の力が抜けて終わってホッとしたのか強烈な脱力感を感じていました。

娘は終わってから担当の検事さんに刑についてどう思うか質問され、「いいかどうかはわからないが、自分のためにたくさんの人が裁判に参加し最後は自分の証言を認めてもらった判決だったの裁判に参加してよかった」と晴れ晴れとした顔で話していました。

判決を聞いた3日後には遠隔地実習のためワンルームマンションで一人暮らしが始まりました。事件後はずっと隣に寝ていたため一人で寝られるのか、生活できるのか心配でしたが、2ヶ月間何とか一人暮らしをしながら実習を終える事が出来ました。

私の方は、裁判後に娘と離れた生活となり張り詰めていたものが無くなったためか、体調を崩して2週間ほど寝込みました。

その後、実習が終わり10月より国家試験対策の勉強が始まりました。嫌がっていた通学のため心

配していましたが、国試の勉強はグループで行うためそのメンバーに恵まれ楽しそうに学校に行くようになりました。事件を忘れて友達と一緒に夢に向かって勉強している娘を見てやっと安心出来た頃でした。春からの就職も自分が学びたい治療をされている病院を希望し、内定を頂く事ができました。落ち着いて通学し始めた娘に反して私の方が仕事の忙しさやストレスで心身の不調を来していました。

12月から私が長期的に休職し自宅にいたため娘の勉強のサポートをする事が出来ました。忙しいのが当たり前の生活から、娘と自分の事だけを考える日々を送り、長かった辛い毎日からやっと解放されて行く様に感じました。

そして、2月中旬の国家試験は落ち着いて挑む事が出来、晴れて卒業式と国試合格という1番待ち望んだ日を迎える事が出来ました。

表情を無くした娘を見てこんな日が来るなんて想像も出来ず、笑顔で卒業式の晴れ着を着る娘を見て夢のようでした。お世話になった先生方に挨拶する時には涙で言葉になりませんでした。

国試を終えた頃に学校で友達と上手く行かずに悩んだ時の事を「あの頃の自分は余裕がなかったな」と振り返られるまでになっていました。また、支えてもらった先生の為に何としても合格しないといけないと言っていたので、叶える事が出来て本当に遅しく強くなつたと思いました。

今回の事件は悪夢でありもう2度と体験したくはありません。でも、この事件を乗り越えたお陰でたくさんの幸せを見つける事が出来ました。今は支えて頂いた全ての人に感謝しかありません。

おうみ犯罪被害者支援センターの松村さんには、辛い時や不安な時にメールで気持ちを聞いて頂いて励まして頂きました。

親としての私の気持ちを代弁して頂き、何度も勇気を頂きました。次々と犯罪が起り、私達の様に支援される方が増える中でも向き合ってもらって本当に心強かったです。

裁判が終わってしばらくしてからこの手記を書き始めましたが、思い出して胸が騒ついたり涙が出て書けない事もありました。

段々と書けるようになり、私自身の気持ちも整理出来たのだと思いました。
あの日から2年になろうとしています。

娘は社会人として新しいスタートを切ることができ、私も娘と共に環境を変えて新たな人生を歩もうと思います。

一支援員の手記一

令和3年5月13日の夜に事件は起きました。

「今日と同じ幸せな日が続くはず」と思っていたその日常が、一瞬にして壊されて、その瞬間から犯罪被害者と呼ばれる。そんな被害者支援の基本に書いてあることが、実際に起つたのです。

あの日から母娘で一緒に闘ってきた2年間。OVSC(おうみ犯罪被害者支援センター)の対応は100回を超えるました。その辛かった日々を文章にしてくださいました。紙面の都合で割愛したところもありますが、「命を懸けて娘を護りとおした」お母様の気持ちが溢れています。

令和5年3月。娘さんの国試合格、卒業、就職の報告に来てくださったときの笑顔は、私たちにとっても宝物です。

(支援担当 松村裕美)

※本手記は『犯罪被害者の声 第18集』から転記したもの